

「避難を余儀なくされた住民の皆様の健康を見守ります」

東日本大震災と、東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの県民の皆様が、突然避難を余儀なくされ、これまでとは全く異なる日常生活を送らざるを得ない状況にありました。それに伴い、食生活や運動習慣等の生活習慣にも大きな変化があったり、健康診査を受けることができなくなったりして、ご自分の健康に不安を抱えている方も多いかと思われます。

福島県では、県民の皆様の健康維持・増進を図るために、長引く避難生活や放射線への不安等が健康に及ぼす影響の把握のみならず、健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげていくことが必要であると考え、平成23年時の警戒区域等、国が指定した避難区域等（以下「対象地域」）の方々について健康診査を実施しています。

健康診査 概要（1/2）

【検査項目】

年齢区分	検査項目
0歳～6歳 (就学前乳幼児)	身長、体重 [希望がある場合のみ] 血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画）
7歳～15歳 (小学校1年生～ 中学校3年生)	身長、体重、血圧、血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画） [希望による追加項目] 血液生化学（AST、ALT、γ-GT、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、血糖、血清クレアチニン、尿酸）
16歳以上	身長、体重、腹囲（BMI）、血圧、 血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画） 尿検査（尿蛋白、尿糖、 尿潜血 ） 血液生化学（AST、ALT、γ-GT、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、血糖、 血清クレアチニン、eGFR、尿酸 ） ※ 赤文字部分は、通常、特定健康診査では検査しない追加項目

【対象者】

平成23年時に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び特定避難勧奨地点の属する区域に住民登録があった住民(約21万人) 並びに基本調査の結果必要と認められた方。

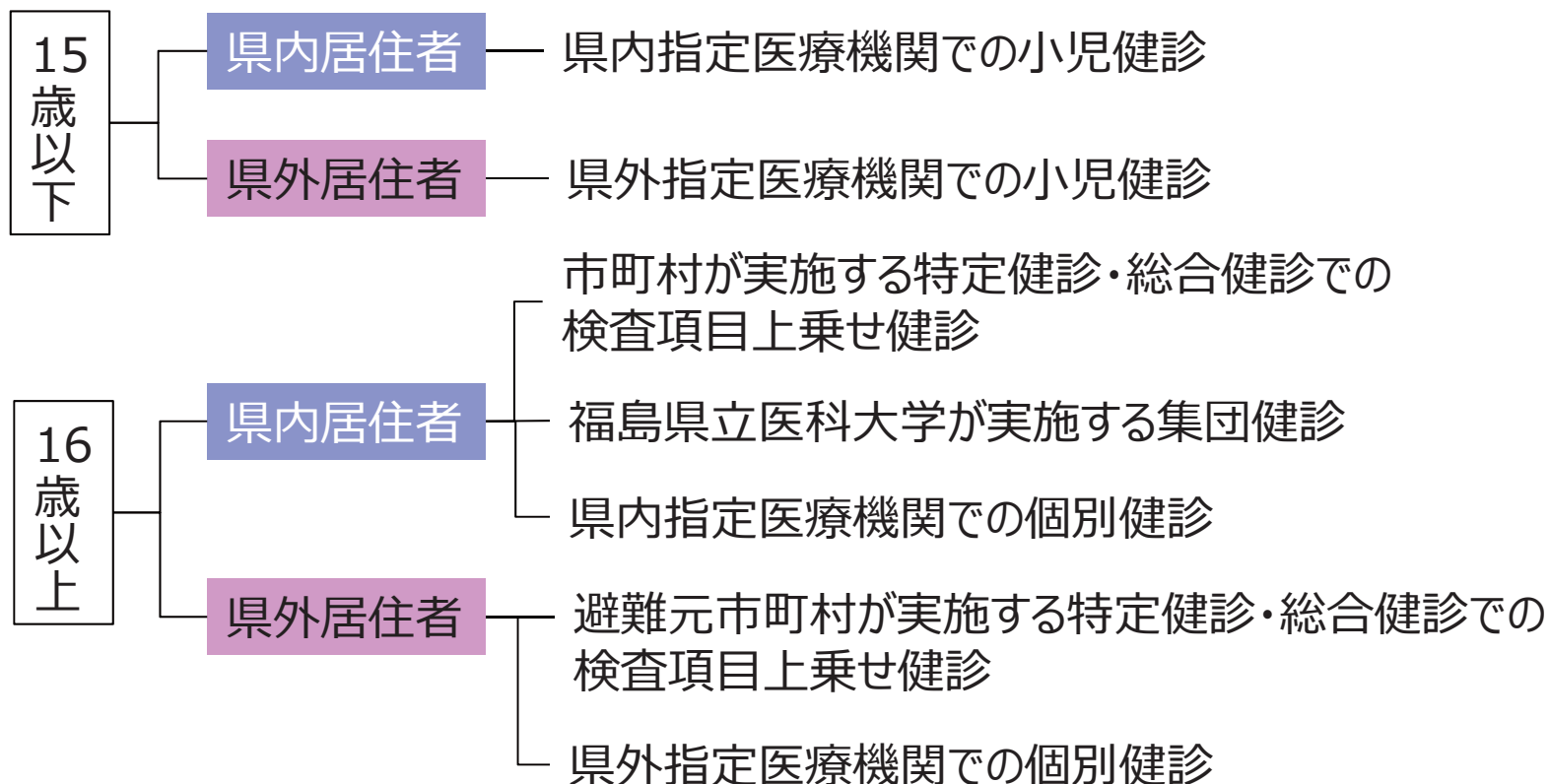
(=田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全域及び伊達市の一部)

県民健康調査の「健康診査」とは？（福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト）より作成

健康診査 概要（2/2）

毎年、15歳以下の小児と16歳以上の県外居住の方には、指定医療機関での個別健診を実施。
16歳以上の県内居住の方には以下の3種類の方法で健診が実施されています。

1. 市町村が実施する特定健診・総合健診にこの健診で追加した検査項目を上乗せして実施
2. 福島県立医科大学が実施する集団健診
3. 県内指定医療機関での個別健診



県民健康調査の「健康診査」とは？（福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト）より作成

最新の調査結果：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkocycosa-kentoiinkai.html> へ

■ 主な健診項目の経年変化

(年齢区分 平成22年度：40歳以上、平成23年度～27年度：40～64歳)

健診時期	過体重者 BMI25 (kg/m ²) 以上		血糖管理不良者 HbA1c (NGSP) 7.0%以上	
	男性	女性	男性	女性
平成22年度 *1	29.8%	28.1%	2.4% *2	1.6% *2
平成23年度	41.6%	28.4%	5.7%	2.6%
平成24年度	40.3%	29.2%	5.1%	2.4%
平成25年度	40.9%	28.9%	5.4%	2.7%
平成26年度	39.3%	27.9%	5.1%	2.3%
平成27年度	40.6%	28.4%	4.9%	2.4%

健診時期	肝機能異常者 ALT51 (U/L) 以上		高血圧者 収縮期血圧140mmHg以上	
	男性	女性	男性	女性
平成22年度 *1	3.8%	1.7%	33.2%	28.7%
平成23年度	11.3%	3.9%	27.5%	19.1%
平成24年度	11.6%	4.2%	21.5%	14.9%
平成25年度	11.2%	3.9%	19.0%	12.9%
平成26年度	10.2%	3.5%	17.4%	11.5%
平成27年度	10.8%	3.4%	17.4%	12.3%

* 1：平成22年度の健康診査の結果は、避難区域等の市町村において平成22年度に行われた特定健康診査及び後期高齢者健康診査の結果です。平成23年度～27年度とは検査の母集団と年齢区分が異なるため比較はあくまで参考値です。

* 2：HbA1c(JDS)値

第12回福島県「県民健康調査」検討委員会資料3、第21回検討委員会資料3、第26回検討委員会資料3より作成

【概要】

生涯にわたり生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげるため、これまで既存制度による健康診断、健康診査を受診する機会がなかった県民に対して健康診査の機会を設けたものです。

【対象者】

避難区域等以外に居住する概ね19歳～39歳のうち、既存制度による健康診断、健康診査の受診機会がない方（学生以外の国民健康保険被保険者、社会保険被扶養者等）

【健診項目】

身長、体重、BMI、血圧、尿検査（尿蛋白、尿糖）、血液生化学（AST、ALT、 γ -GT、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖（又は随時血糖））